付帯割引約款

（電気契約とのセット割引）

２０２０年１１月１日実施

静岡ガスエネルギー株式会社
（ガス小売事業者登録番号　Ｄ０１０５）

目　　次

１．約款の適用　……　1
２．約款の変更　……　1
３．用語の定義　……　1
４．適用条件　……　1
５．契約の締結　……　1
６．料　金　……　2
７．契約の解消　……　2
８．その他　……　2
附　則　……　3

（別表第１）当社が定める主契約　……　4
（別表第２）割引額　……　4

１．約款の適用

この付帯割引約款は、当社が別に定めるガス小売供給基本約款とあわせて、適用条件を満たすお客さまに適用いたします。

２．約款の変更

（１）当社は、この付帯割引約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の付帯割引約款によるものといたします。

（２）当社は、ガス小売供給基本約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

３．用語の定義

この付帯割引約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

（１）「主契約」とは、この付帯割引約款にもとづく割引額算定の対象となる一のガス需給契約で、別表第１で定める約款等にもとづく契約をいいます。

（２）「電気需給契約」とは、静岡ガス＆パワー株式会社が提供する電気供給約款にもとづく契約のうち、契約種別がおうちプラン1またはおうちプラン2の契約をいいます。

（３）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（４）「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この付帯割引約款においては１０％といたします。

４．適用条件

当社は、次のすべての条件を満たすお客さまにこの付帯割引約款を適用いたします。

（１）別表第１で定める約款等にもとづく主契約を締結すること。

（２）主契約と同一使用場所において電気需給契約を締結すること。

（３）ガス需給契約または電気需給契約の申し込み時点で、割引対象とする主契約および（２）の対象となる電気需給契約をご指定いただくこと。

５．契約の締結

（１）この付帯割引約款は、適用条件を満たした時点で成立いたします。

（２）適用開始日は次のとおりといたします。

電気需給契約にもとづき電気供給を開始した日以降の主契約の最初の定例検針日の翌日。

（３）当社は、お客さまが当社または当社の子会社（会社法第２条第３項の定める子会社をいいます。）、親会社（会社法第２条第４項の定める親会社をいいます。）、親会社を同じくする子会社に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、４の規定にかかわらず、この付帯割引約款を適用しないことが

あります。

６．料金

（１）当社は、（４）の規定により日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1ヶ月」として割引料金を算定いたします。なお、本付帯割引約款の割引額は、別表第２に定める割引額といたします。

（２）本付帯割引約款を適用した場合の主契約の料金は、主契約によって算定された料金から本付帯割引約款の割引額を差し引いたものとします。

（３）一の電気需給契約に対し、主契約の割引を行うものとします。なお、主契約に対し、二以上の電気需給契約の割引は行いません。

（４）主契約の料金算定で日割計算が実施された場合は、本付帯割引約款の割引額も日割計算を実施するものといたします。なお、割引額の算定は、ガス小売供給基本約款で定める日割計算に準ずるものといたします。

（５）主契約の料金算定期間内で、電気需給契約が解約された場合は、当該料金算定期間では、別表第２に定める割引額を適用いたします。（日割計算は行いません）

７.契約の解消

（１）お客さまが本付帯割引約款を解約しようとされる場合は、当社に連絡していただきます。

（２）主契約が解約された場合には、本付帯割引約款も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日を本付帯割引約款の解約日といたします。

（３）電気需給契約が解約された場合には、その解約日以降の主契約の定例検針日の翌日に本付帯割引約款を解約いたします。

（４）本付帯割引約款の契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議して本付帯割引約款を解約することができるものといたします。

（５）本付帯割引約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して、本付帯割引約款を解約することができるものといたします。

（６）当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

（７）前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の料金については、本付帯割引約款の割引は行いません。

８．その他

その他の事項については、主契約の約款等を適用いたします。

附　　則

本付帯割引約款の実施期日
　本付帯割引約款は、２０２０年１１月１日から実施いたします。

（別表第１）当社が定める主契約

（１）ガス小売供給基本約款およびガス小売供給個別条項

（２）家庭用冬期暖房契約「暖々お得プラン」

（別表第２）割引額

（１）割引額（消費税等相当額を含みます。）

割　引　額 （１か月につき）	１１０．００円